

その他の論点について
(委員から御指摘のあったもの)

平成 30 年 6 月 28 日
消 費 者 庁

第 1 通報行為に伴う損害賠償責任について

1. 委員からの本論点に関する御指摘

- 公益通報行為自体に関する各種責任の減免について、正当な目的がある場合には、公益通報をしたことに関して損害賠償請求を制限すること等も検討することが必要ではないか。

2. 問題の所在

(1) 関連する現行法の規定

- 現行の公益通報者保護法（以下「法」という）では、通報を理由とした解雇その他の不利益取扱いについて禁止しており、解雇等については無効となるほか、その他の不利益取扱い¹も違法²となる。これは、あくまで労働契約関係に伴う措置を無効ないし違法とする限度で民事責任を免責するものであり、通報行為に伴う損害賠償責任（例えば、通報による信用毀損により、売り上げが減少した等の損害が考えられる）を負わないとする規定は設けられていない。
- 他方、「不利益な取扱い」（法第 5 条）の内容には損害賠償請求³も含まれると考えられるとされていることから⁴、公益通報者に対し、公益通報を理由として損害賠償請求を行うことは違法となり得る。また、損害賠償請求が訴訟を通じて行なわれた場合にも、それが不当な場合には、違法となり得る⁵。

(2) 立法時における考え方

- 法の制定時においては、例えば、通報に際して事業者の営業秘密を漏らしたり、関係者の名誉を毀損したりするなど、他人の正当な利益を害した場合などには、場合によっては通報者に民事上の責任が発生することも考えられるが、本制度においてこのよ

1 「不利益な取扱い」（法第 5 条）には、法律行為（降格、減給、懲戒処分、不利益な配転、更新拒否等）のほか、事実上の行為（退職願の提出の強要、仕事を回さない、雑作業をさせる等）も含まれる（消費者庁『逐条解説・公益通報者保護法』（以下「逐条解説」という）126 頁参照）。

2 逐条解説 128 頁

3 訴訟外において、公益通報を行ったことに対して、損害金や罰金を支払わせる場合等が考えられる。

4 逐条解説 126 頁

5 消費者庁検討会報告書において、「不当な損害賠償請求訴訟・・・など、現行法の「不利益な取扱い」の範囲に含まれるかどうか明確ではない行為については、これらの行為も「不利益な取扱い」に含まれることを明らかにするため、逐条解説やガイドライン等に新たに記載することが適当である。」とされた。

うな責任を一律に免責することは適当でないとの判断から、本法では民事責任を一律に免責する規定は設けられていないとされた。

- 他方、本法における公益通報の対象は、犯罪行為や法令違反行為という反社会的な行為であり、また、本法は通報先に応じた保護要件を定めていることなどから、通常、本法に定める要件を満たす公益通報をしたことによって民事責任を問われることはないと考えられるとされた⁶。

(3) 立法後に明らかとなった課題

ア 通報を理由として損害賠償請求を受けた事案の存在

- 不正を知った者が、行政機関やその他外部に通報したところ、損害賠償請求をされた事案がみられる（参考資料 2 1. 参照）。

イ 公益通報者保護制度相談ダイヤルに寄せられた相談の例

- 消費者庁が設置する公益通報者保護制度相談ダイヤルにおいても、通報を理由として不利益取扱いを受けたとの相談が、平成 25 年 1 月から平成 29 年 12 月までの間に、323 件寄せられているが、この中には、損害賠償請求という形で不利益取扱いを受けた例もみられる（第 10 回専門調査会「資料 1」30 頁参照）。
- 具体的には、違法行為を通報したところ、それを理由に、被通報者から、損害賠償請求をすると告げられた、実際に損害賠償請求訴訟を起こされた等の相談がみられた（参考資料 2 1. (2) 参照）。

ウ 通報経験者等へのヒアリングにおける指摘事項や事業者等の通報実態に関する意見

消費者庁が、平成 24 年以降、通報経験者や弁護士、事業者等、通報事案の当事者や通報実務に携わる当事者に対して行ったヒアリング⁷においては、以下のような指摘がなされている。

- 通報者の相談対応をしているが、通報をしたことにより損害賠償請求訴訟を起こされるリスクがあることを説明すると、通報に消極的になる者もいる。

(4) ガイドラインによる措置

- 3. の課題を踏まえ、民間事業者向けガイドライン⁸においては、不利益取扱いの内容として、公益通報等を理由とする損害賠償請求が含まれることが考えられるとしている（第 10 回専門調査会「参考資料 1」参照）。

⁶ 逐条解説 30 頁

⁷ 「公益通報者保護制度に関する実態調査報告書」（平成 25 年 6 月 消費者庁）、「公益通報者保護制度に関する意見聴取（ヒアリング）における主な意見」（平成 27 年 4 月 消費者庁）等に依拠している（以下同じ）。

⁸ 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成 28 年 12 月 消費者庁。以下「民間事業者向けガイドライン」という。）

3. 本論点に関するこれまでの主な議論の整理⁹

(1) 通報行為に対する損害賠償請求訴訟の提起を違法とすることについて

ア 積極的な立場からの主な意見

- 不利益取扱いの民事的効力について、正当な公益通報に対する報復的な提訴はまさにスラップ訴訟であり、不利益取扱いに該当する。通報者はこのリスクを最も危惧しているので、現行法 3 条の各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して裁判の提起をしてはならないとすることが妥当である。
- 裁判を受ける権利の侵害にならないかという論点があるが、最高裁の判例を踏まえても、公益通報者保護法において公益通報を理由に損害賠償請求することを理由がない訴えということとし、公益通報者保護法に抵触し違法になるということを法律で明らかにすれば、これが訴えの権利、裁判を受ける権利の侵害になるということに当たらないのではないかと。

イ 慎重な立場からの主な意見

- 根拠のない外部通報等に係る損害賠償請求訴訟の提起は正当な権利であり、不利益取扱いと位置付けることには反対する。
- 通報の内容、程度も様々であるため、通報者に対する損害賠償請求について一律に禁止することで提訴すらできなくなり、違法性の程度も含めて検証できないことは問題である。訴訟の提起一般についてではなく、例えば、不当な裁判を起こされた場合に限り、第 5 条の不利益取扱いの禁止にあたることを明確にすべきである。

(参考)

- 最高裁判所の判例では、裁判所に紛争の解決を求めることが法治国家の根幹にかかわる重要な事柄であることに鑑み、訴訟の提起が違法行為となるのは、提訴者が訴訟において主張する権利又は法律関係に事実的、法律的根拠がない上、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られている（最三小昭和 63 年 1 月 26 日民集 42 巻 1 号 1 頁）。
- 情報提供行為によって損害を被ったとして、事業者が通報者に対し損害賠償請求訴訟を提起したところ、情報提供は違法ではなく、損害賠償責任は負わないとして、請求が棄却されたものの、訴訟の提起は違法行為にあたらないとされた裁判例とし

⁹ 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」（消費者庁）において示された意見（同検討会第 13 回「参考 1」参照）や、同検討会最終報告書（第 9 回専門調査会「参考資料 7」、以下「消費者庁検討会報告書」という。）における提言内容、同報告書に対するパブリックコメントに寄せられた意見（同専門調査会「参考資料 8」）等を整理して紹介しているものである。

て、最二小判平成 21 年 10 月 23 日判時 1494 号 1 頁¹⁰（差戻審：札幌高判平成 22 年 5 月 25 日）がある。

（2）通報行為に伴う損害賠償責任を負わないとすることについて

ア 積極的な立場からの主な意見

- 法には公益通報を理由とする会社からの損害賠償請求等の民事上の責任追及に対する保護の規定を定めるべきである。

イ 慎重な立場からの主な意見

- 損害賠償責任については、一般法理で対応できるため、公益通報者保護法で対応する必要がないのではないか。

（参考）

- 「公益通報」（法第 2 条第 1 項）については正当な行為であり、解雇等に相当する誠実義務違反の違法性がないとされることから、これと併せて、損害賠償責任に相当する違法性もないとして、通報行為に伴う損害賠償責任を負わないとすることも、論点として考えられる。
- 通報行為によって損害を被ったとして、事業者が通報者（退職者）に対し損害賠償請求訴訟を提起したものの、告発行為が正当であるとして、損害賠償責任を負わないとした裁判例として東京地判平成 19 年 11 月 21 日判時 1994 号 59 頁がある¹¹。
- 本来損害賠償責任の対象となり得る行為について、損害賠償責任を免責する法律の例として、民法第 720 条（正当防衛）¹²、労働組合法第 8 条（損害賠償）¹³がある。

¹⁰ ○最二小判平成 21 年 10 月 23 日判時 1494 号 1 頁（差戻審：札幌高判平成 22 年 5 月 25 日）

勤務先が経営する特別養護老人ホームにおいて入所者へ虐待行為が行われている旨を、行政機関や労働組合、新聞社に情報提供し、報道されたところ、損害賠償を請求された事案である。

裁判所は、通報者の損害賠償責任は否定したものの、事業者による通報者に対する損害賠償訴訟の提起を違法とはしなかった。

¹¹ ○東京地判平成 19 年 11 月 21 日判時 1994 号 59 頁

在職中に勤務先の内部書類を複写した上で、退職後に東京国税局や取引先に情報提供したところ、元の勤務先から損害賠償を請求された事案である。

裁判所は、通報者による告発内容は根幹部分が真実と合致しており、告発の目的も公益目的であり、告発の手段・方法も取引先の代表者に文書と資料を送付するという比較的穏当な方法によるものであって、社会的相当性を逸脱するものではないことから、告発は正当行為として違法性が阻却されるとし、通報者の損害賠償責任を否定した。

¹² ○民法（明治二十九年法律第八十九号）

第七百二十条 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。

¹³ ○労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）

第八条 使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

第 2 通報行為に伴う刑事責任について

1. 委員からの本論点に関する御指摘

- 公益通報行為自体に関する各種責任の減免について、正当な目的がある場合には、通報者の責任を減免することであるとか、あるいは守秘義務の免除等も検討が必要ではないか。

2. 問題の所在

(1) 関連する現行法の規定

- 現行法は、公益通報を理由とした解雇その他の不利益取扱いについて禁止しており、それによって生じた民事責任を免責するものである。
- 通報に伴い、名誉毀損罪（刑法第 230 条）、国家公務員法上の守秘義務違反（同法第 100 条）等の刑事責任も生じ得るが、本法には、これらの刑事責任を免責する規定は設けられていない。

(2) 立法時における考え方

- 法の制定時においては、例えば、通報に際して窃盗等の犯罪行為を行った場合には、通報者に刑事上の責任が発生することもあると考えられるが、本制度においてこのような責任を一律に免責することは適当でないとの判断から、本法では刑事免責を一律に免責する規定は設けられていないとされた。
- 他方、本法における公益通報の対象は犯罪行為や法令違反行為という反社会的な行為であり、また、本法は通報先に応じた保護要件を定めていることなどから、通常、本法に定める要件を満たす公益通報をしたことによって刑事責任を問われることはないと考えられるとされた¹⁴。

3. 本論点に関するこれまでの主な議論の整理¹⁵

ア 刑事上の責任を減免することに積極的な立場からの主な意見

- 刑事罰を受ける可能性はより一層、通報を委縮させるものであることから、公益通報やそれを目的とする内部資料の持ち出しに係る刑事責任の減免についても法定すべきである。具体的な責任の減免方法について、公益通報やそれを目的とする内部資料持ち出し行為が正当行為（刑法第 35 条）に該当し、違法性が阻却されるとの規定を設けるべきである。

¹⁴ 逐条解説 30 頁

¹⁵ 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」（消費者庁）において示された意見（同検討会第 13 回「参考 1」参照）や、同検討会最終報告書（第 9 回専門調査会「参考資料 7」）における提言内容、同報告書に対するパブリックコメントに寄せられた意見（同専門調査会「参考資料 8」）等を整理して紹介しているものである。

イ 刑事上の責任を減免することに慎重な立場からの主な意見

- 犯罪構成要件に該当する場合について、現行法でも刑法の緊急避難あるいは正当行為の規定に当てはまるようなら違法性が阻却され、その場合には、個別の事情を考慮して行為の必要性あるいは相当性が審査される。そのような刑法の規定を超えて、一般的に公益通報者保護法に正当化事由を規定することができるかという点、法技術的に難しく、また妥当でもない。
- 仮に行為が刑事上適法とまではいえない場合でも、検察官の適切な訴追裁量によって、不当な処罰、不必要な処罰を避けることができると考えられる。
- 法律改正により、一部の類型について司法取引が認められるという状況の下、一般的に刑事責任の免責を認めるというのは妥当ではない。

(参考)

- 本来刑事責任の対象となり得る行為について、刑事上の責任を免責する規定の例として、刑法第35条（正当行為）、第36条（正当防衛）、第37条（緊急避難）¹⁶、労働組合法第1条第2項¹⁷等がある。
- このような一般的な規定とは別に、公益通報者保護法において、あえて刑事責任を免責する規定を設けるのであれば、そのための必要性を示すことが必要ではないか。

¹⁶ ○刑法（明治四十年法律第四十五号）

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

¹⁷ ○労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）

第一条 （略）

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十五条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。

第 3 通報者の探索や通報妨害について

1. 委員からの本論点に関する御指摘

- 通報妨害・通報者の探索についても論点に加えるべきと考える。具体的には、通報者保護のため、通報妨害・通報者の探索の禁止の定めを設け、その違反については、刑事罰・行政措置の対象とするべきである。

2. 問題の所在

(1) 関連する現行法の規定

- 現行法には、通報者の探索や通報妨害について明示的な規定はないが、通報者の探索や通報妨害が、公益通報を理由として行なわれた場合には、法第 5 条により違法となり得る¹⁸。

(2) 立法後に明らかとなった課題

ア 通報者の探索や通報妨害が行われた事案の存在

- 不正行為が発生した後に通報しないよう口止めをされた事案や、事業者の外部に通報がなされた際に、通報者探しが行なわれた事案もみられる(参考資料 2 2.(1) 参照)。

イ 公益通報者保護制度相談ダイヤルに寄せられた相談の例

- 消費者庁が設置する公益通報者保護制度相談ダイヤルにおいても、勤務先の不正行為について通報した後、犯人探しが始まり、通報者が特定され不利益取扱いを示唆されたといった相談や、労災事故について、緘口令が出されたといった相談がみられた(参考資料 2 2.(2) 参照)。

(3) ガイドラインによる措置

- 民間事業者向けガイドラインにおいては、通報に係る秘密保持の徹底を図るため、何人も通報者を探索してはならないことを明確にするべき旨を定めている¹⁹。

3. 本論点に関するこれまでの主な議論の整理

(主な意見)

- 通報によって事実が表面化したとき、企業の多くがまず行う行動が通報者の探索で

¹⁸ 消費者庁検討会報告書において、「通報者の探索・通報妨害、要注意者名簿の作成など、現行法の「不利益な取扱い」の範囲に含まれるかどうか明確ではない行為については、これらの行為も「不利益な取扱い」に含まれることを明らかにするため、逐条解説やガイドライン等に新たに記載することが適当である。」とされた。

¹⁹ 「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」(平成 17 年 7 月関係省庁申合せ 平成 29 年 3 月一部改正。以下「国の行政機関向けガイドライン」という。)、 「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」(平成 29 年 7 月 消費者庁。以下「地方公共団体向けガイドライン」という。)においてもこれに準拠している。

ある。私が通報を受けたり、取材したりしたケースのほとんどにおいて、犯人捜しがあった。通報者の探索は不利益取扱いに繋がるし、通報者の探索という元栓を閉めれば確実に不利益取扱いを防げるため、非常に有効な規定となる。

- 内部通報により違法事実が公になるリスクへの対応策として、通報者の想定リストを作成するといった通報妨害の事例は現実には起こっているため、法律やガイドラインに書き込まなければならない。
- 通報妨害や通報者の探索の禁止についても、ガイドラインという形で盛り込むことはあると考えられる。

(参考)

- 通報妨害については、通報を行う前にも起こり得ることであり、通報を行う前に通報の妨害があった場合には、当該通報妨害について、通報を理由とした不利益取扱いとして違法とすることはできないことに留意する必要がある。
- 通報の妨害があった場合、法第 3 条第 3 号ハ（労務提供先から正当な理由なく公益通報しないことを要求された場合）に該当するとされている²⁰。他方、現行法上、2号通報の要件にはこのような特定事由は存在しないが、例えば、通報の妨害があった場合には、2号通報の真実相当性を不要とする等、2号通報の要件緩和に関連して検討することも論点として考えられる²¹。
- 通報妨害を制限する規定がある諸外国の法律の例として、アメリカのドッド=フランク法²²、イギリスの公益開示法²³、フランスのサパン第二法²⁴がある。

²⁰ 逐条解説 117 頁

²¹ 内部通報をした後に、通報者の探索があった場合についても、同様に、2号通報の真実相当性を不要とすること等が考えられる。

²² 従業員がSECの職員に接触することを妨げることを禁止する規定がある（17 C.F.R. § 240.21F-17）

²³ 公益開示法により保護される開示を妨げる主旨の労働者と使用者の合意を無効とする規定がある（43 J）

²⁴ 通報を妨害することを禁止し、これに対し罰金を科している（Article13-I）。

第 4 その他の御指摘について

1. 通報の促進策について

(委員からの御指摘)

- 不利益処分がないという体制をつくれば必ず通報があるかと言うと、そうではない。例えば、不正が数十年続いている場合や、常態化してずっと続いている場合には、誰も通報しない。そのため、社内でこれは通報するよにということ、努力義務とすとか、教育をすとか、そういうアプローチも必要なのではないか。法律の中にそれを書き込む必要はないと考えている。
- 例えばパワハラとかセクハラとか、自分が被害を受けている場合には通報するもの、社内で行われている他の方がやっている行為についての通報については、なかなか行われぬ。そのため、問題行為を発見したときに通報することについて、義務化をすという論点もあり得る。
- グローバルにビジネスを展開されている事業者に関する事項であれば、報奨金制度がある国で通報する方がよほど合理的である。本来であれば会社の中で起こったことは、海外で通報するよりも日本でしてもらいたいという意味で、努力義務でいいとは思っているが、通報義務というような考え方があってもいいのではないか。

(参考)

- 現行法上、従業員等が通報を行うためのインセンティブとなるものが特に設けられていない中で、従業員等の通報を促進するための方策として考えられることはあるか。
- 従業員等の通報を促進するための方策として、例えば、各事業者が必要に応じて、自主的に、就業規則上に不正行為を発見した際の従業員等の報告義務に関する規定を設けることや、重大な違法行為について報告しなかったことを懲戒事由とする規定を設けること等が考えられる。
- 他の従業員による不正行為を発見した際、これを雇用主に申告して被害の回復に努めるべき義務があるとした裁判例として、福岡地小倉支判平成 10 年 9 月 11 日²⁵が

²⁵ ○福岡地小倉支判平成 10 年 9 月 11 日

コンビニエンスストアで店員として勤務していた者が、店の商品を持ち出す、客として来店した被告や知人らにこれを取寄せさせるなどの窃盗行為を繰り返していたところ、同僚の従業員もこれに関与したか、少なくともこれを知りながら放置していたとして、不法行為に基づく損害賠償請求をされた事案である。

裁判所は、「本件店舗のような店で店員として勤務する従業員は、雇用契約上の具体的義務として、客による万引きを防止する等の防犯義務を負担するほか、信義則に基づくいわゆる誠実義務として、雇用主に経営上の損害を与えないよう配慮すべき義務、すなわち、自ら店の商品を盗取するなどの不正行為をしないことはもとより、他の従業員による不正行為を発見したときは、雇用主にこれを申告して被害の回復に努めるべき義務をも負担するものと解するのが相当である。そして、従業員自らが商品を盗取するなどの不正行為をした場合にはこれが不法行為を構成することは明らかであるが、更に、他の従業員による不正行為を発見しながらこれを雇用主に申告しないで被害の発生を放置

ある。

2. 濫用的な通報への対応策について

(委員からの御指摘)

- 通報者の中には通報制度を濫用される方もいる。極端な濫用者が出てくると、他の人たちが社内の通報の仕組みを使わなくなるというリスクがある。そういう意味で濫用者に対する対策というのもどこかで議論していただきたい。

(主な意見)

- 私は企業の消費者相談、顧客相談窓口の方とお話をする機会が何度もあるが、クレーマー対策が大変であるということはよく聞く。ただ、だからといって顧客相談窓口を絞れば、インターネット等に流れてしまうため、大変ではあるが、企業として信頼確保のために一定の時間は割かなければいけない。
- 濫用的な通報については、事例などを出していただいて、議論をしていきたい。
- 濫用的な通報とはどのようなものを指しているのか。漠然としたものでは対策もできない。いわゆるクレーマー的な、何度も同じことを言うような通報を指しているのか、それとも、企業内での闘争としてそれが使われてしまっているようなものを指しているのか。そこを定義づけした上で議論をするべき。

(参考)

- 「不正の目的」(法第 2 条第 1 項)による通報²⁶は「公益通報」に該当せず、本法による保護の対象とはならない。従って、不正の目的による通報をしたことを理由として懲戒処分を行うことは本法では妨げられないことから、これにより濫用的な通報を一定程度抑止することができると考えられる。
- このほかに、どのような事案について濫用的な通報といえるのか、懲戒処分の対象とできるというだけでは濫用的な通報を防ぐために足りないのか、このほかに、濫用的な通報を防ぐためにどのような方法が考えられるのか等の論点があると考えられる。

した場合には、その不作為が前記内容の誠実義務に違反する債務不履行を構成するのみならず、その不作為によって他の従業員による不法行為(不正行為)を容易にしたものとして、不法行為に対する幫助が成立するものというべきである。」とした。

²⁶ 「不正の目的」とは、公序良俗に反する目的をいい、①不正の利益を得る目的(公序良俗に反する形で自己又は他人の利益を図る目的。なお、報奨金や情報料を得る目的であっても、それが公序良俗に反する不正な利益といえるようなものでない場合には、ここにいう「不正な利益を得る目的」には当たらない。)や②他人に不正の損害を加える目的(他の従業員その他の他人に対して、社会通念上通報のために必要かつ相当な限度内にとどまらない財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の損害を加える目的)の通報など社会通念上違法性が高い通報が考えられる(逐条解説 52 頁)。

3. 通報対応の迅速化について

(委員からの御指摘)

- アメリカの内部告発制度に関して、現在、特に機能しているのは、証券市場の監督機関である SEC（米国証券取引委員会）が窓口を作っているものになるが、金融市場、証券市場の機能の確保との関わりから行政処分の迅速性が問題となってくるため、できるだけ行政機関の窓口迅速に通報が届くように工夫されていて、その後の SEC の対応にも企業の対応についても迅速性が求められている。つまり適時性、タイムリーな対応がとても重視されているが、日本の公益通報者保護法の規制にはこうした視点があまり見えない。企業の不正について、通報を受けてから、あまり悠長にやっていると、2次被害、3次被害という形に発展していくため、適時性の観点からの規制の在り方について議論をしていきたい。

(参考)

- 本法における通報対応の迅速化に関連する規定として、法第3条第3号ニでは、書面により事業者内部に公益通報をした日から 20 日を経過しても調査を行なう通知がない場合や、正当な理由なく調査を行なわない場合には、3号通報における特定事由該当性の要件を満たすとされている。また、国の行政機関及び地方公共団体向けガイドラインにおいては、通報の受理から通報対応の終了に要する標準的な期間を定め、又は必要と見込まれる期間を通報者に対し遅滞なく通知するよう努めるものとしている。
- このほかに、通報対応の迅速化を図るための方策として、どのようなことが考えられるか²⁷。

4. 通報者へのフィードバックについて

(委員からの御指摘)

- 通報者へ調査結果を通知する。通報者本人の希望も確認しながらフィードバックしていくことを義務化していくことも検討すべきではないか。

(参考)

- 法第9条では、書面により内部通報（公益通報）を受けた事業者は、通報対象事実

²⁷ なお、通報に関する規定ではないものの、行政手続法第6条では、申請に対する処分をするために要する標準処理期間を定めるよう努めることが求められている。

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

の是正措置等をとったこと等について、通報者に通知するよう努めなければならないとしている。

- また、民間事業者向けガイドライン、国及び地方公共団体向けガイドラインにおいては、通報対応の各段階（受付、受理、調査、是正措置等）において、関係者の正当な利益や業務上の支障等のない限り、通報者に通知をしてフィードバックをするよう求められている。
- このほかに、通報者へのフィードバックを図るための方策として、どのようなことが考えられるか²⁸。

以 上

²⁸ なお、個別法において、処理結果等に関するフィードバックが求められている例として、独占禁止法第 45 条、消費者安全法第 28 条第 3 項等がある

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

第四十五条 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

3 第一項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

4 (略)

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）

第二十八条 何人も、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために事故等原因調査等が必要であると思料するときは、調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができる。この場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該申出に係る生命身体事故等の内容及びこれに対する事故等原因調査等の必要性その他内閣府令で定める事項を記載した書面を添えなければならない。

2 (略)

3 被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹（以下この項において「被害者等」という。）が第一項の規定により申出をした場合において、当該申出が、自ら負傷若しくは疾病を被り、又は配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹が死亡し若しくは負傷若しくは疾病を被った第二条第七項第一号に掲げる事故に該当するものに係るものであるときは、調査委員会は、事故等原因調査等を行うこととしたときはその旨を、行わないこととしたときはその旨及びその理由を、速やかに、当該被害者等に通知しなければならない。